

第七回宗教法学会・報告

## 米国における議会専属牧師裁判

——フランク・マーシユ（ネブラスカ州会計係）ほか対アーネスト・チェンバース——

佐伯真光

（相模工業大学）

ご紹介いただきました佐伯でございます。米国における議会専属牧師、つまりコングレス・チャプレンの問題について、簡単にご報告を申し上げたいと思います。実は私は、こういう場所で宗教法の専門家の方を前にしてご報告申し上げるのは、まったく初めての経験です。と申しますのは、私は宗教には関係がありますが、法学に対してはまったく経験がない者でして、まったくの素人でございます。アメリカに三年間留学していたことがありまして、それ以来アメリカの宗教問題に関心を持っており、その延長線上で今度起きた議会専属牧師問題について多少調べてみたという程度のことでございます。これからお話し申し上げる内容についても、間違っていることも多いかもしれませんが、専門用語等は間違えて使う場合もあるかと思いますが、その点をご容赦いただき、後刻訂正していただきたいと思います。

ご承知のようにアメリカには、いろいろなチャプレン制度があります。例えば、軍隊のチャプレン制度、刑務所のチャプレン制度、また病院にもチャプレンの制度があります。それからさらに警察チャプレンというのがあります。警察ポリスチャプレンというのは、警官に対して宗教上の指導をするチャプレンです。例えば『ナショナル・ジオグ

ラフィック』というアメリカの有名な月刊雑誌がありますが、今年（一九八三年）の九月号にオクラホマ州タルサ市の警官が、警察チャブレンの指導を受けてお祈りをしているところの写真が載っています。日本では警察のチャブレンというのはちよつと想像ができないと思いますが、それ以上に想像しにくいのがここでとりあげる議会チャブレンの問題です。

アメリカの上院と下院には、それぞれ一人ずつチャブレンがおります。州議会にもたいいチャブレンが二人おります。たいい、というのは、州議会には一院制のところもあるわけでした、したがってチャブレンは一人のところもあることとなります。連邦議会では、毎朝、議会を開会する時にチャブレンが出てきて、インボケーション（祈禱）を行なうのが昔からの慣例になっています。連邦議会でも各州議会でも、チャブレンが行なったお祈りは議会のレコードにちゃんと記録されます。つまりコングレショナル・レコードに記録されて、それが公文書として出版されます。そのうえに、単行本として、お祈りだけを集めたものが数年分ずつ本になって出ているのです。もちろん出版費用は公費支出です。

さらにチャブレンは、議会の開会の時に祈禱をするだけではなくして、委員会の時にも祈禱をすることがあります。また、普通の議事の時ばかりではなく、何か特別の催しがある時にも出席して祈禱します。議員が亡くなって葬儀がある時には、コングレス・チャブレンがその葬儀をオフィシエイトすることが多いようです。その他、議員のいろいろな個人的な相談の相手から、宗教上の相談、そういうのもチャブレンがやっております。アメリカの議会の解説をした一般向けの写真入りの書物等を見ると、議事堂ロビーで議員さんを相手に牧師さんがいろいろと相談に応じている写真が出ています。また、ワシントンの連邦議会議事堂にはチャペルがあります。これはかなり立派なチャペルでして、立派なステンドグラスが入った部屋です。そのステンドグラスには旧約聖書の詩編の言葉

が刻まれていまして、その前に十字架があり（ユダヤ教の儀式をやる時は、十字架をとりはずしますが、その前にバイブルがいつもひろげであるというのが、アメリカ議会礼拝室の普通の状態です。チャペルの隣りにたいていチャプレンのオフィスがあります。

その他、昔はいろいろなチャプレン制度があつたのですが、詳しくは存じません。例えばアメリカの西部開拓時代、インディアンのリザーベーションの境界にはアメリカ政府と交渉するインディアン・ステーション、あるいはインディアン・ポストがおかれていたのですが、そういうところにもインディアンを懐柔するために彼らにキリスト教を布教するための政府派遣のチャプレンがいたのです。この対インディアン・チャプレンの例からもわかりますように、アメリカのチャプレン制度はアメリカ建国の時、あるいはそれ以前からある制度であつたということが——後に裁判の事例を紹介する時にも出てきますが——大事だと思えます。

アメリカの憲法制定会議の前の大陸会議、コンチネンタル・コンファレンスの時にもチャプレンがいて、そのお祈りによつて会議を始めました。おそらくこれは、そのもつと前の植民地時代からのイギリス国教会の制度を踏襲していたのだらうと思えます。いずれにしても、アメリカ憲法制定の前からこの制度はありました。それを連邦議会が引き継いで、第一回議會の時からチャプレンが任命されて今まで続いているのです。つまり憲法修正第一條を決めたのは、第一回の議會ですけれども、その議會にも既にチャプレンが任命されていたのでした。その時から今に至るまで、連邦議會でも州議會でもチャプレンは有給です。

次にちよつと予備知識として申し上げたいのが、チャプレンのデノミネーションです。私は現在のチャプレンのデノミネーションナル・バックグラウンドをはつきり擲んでいるわけではありませんけれども、今まで、二百年間の歴史を見ますと、圧倒的にプロテスタントのチャプレンが多いのだそうです。カトリックのチャプレンは数えるほ

どしかいなかったということが、いろいろ報告されております。これはアメリカの人口比からすると、むしろおかしいことです。現在、アメリカのカトリック教徒の数は総人口の四分の一に達しようとしています。したがってアメリカ最大の宗教教団はローマ・カトリック教会です。なにしろプロテスタントは多くの教派に分かれておりまして、プロテスタント最大の教派であるメソジスト教会、あるいは「南バプ」といっておりますサザン・バプテリスト派などよりカトリックが多いことは間違いありません。にもかかわらず、プロテスタントが圧倒的に多く議会チャレンとして任命されてきました。これは、チャーチ・アンド・ステートの問題の広範な資料を蒐めてある『*Dr. Pfeffer of the Church, State and Freedom*』という本の改訂版を見ただけでいっているわけですが、あの本の出ました一九六七年までに、連邦議会ではローマ・カトリックの kongress・チャブレンは、たった二人だけだったと書いてあります。そうだとすると随分少ないことになります。しかも第一回目の人は一八三二年に任命されたというのですから、かなり前からカトリックのチャブレンが任命されていたにもかかわらず、現在まで二百年間にたった二人、たしかにこれは随分少ない感じがいたします。

チャブレンの任命は議会によって決めますが、その時には教派が問題になるよりも、むしろいろいろな政治上の配慮が中心になることが多い、といわれています。具体的にどういうことを意味するのかわかりませんが、チャブレンの政治的背景が中心になって決められることが多いということは、チャブレンが政治に介入し、発言することが多くなることを意味しています。先程も申しましたように、チャブレンがロビーで政治家を相手にいろいろな相談に応ずる場面があるということは、そこでチャブレンの政治的意見が立法に反映するということが起きてくるわけです。特にそれが先鋭化したのは、南北戦争の直前、奴隷制反対のチャブレンと奴隷制を擁護するチャブレンとが対立して問題がおきてきたときです。ご承知のように、南北戦争直前にアメリカの主な教派は、全部南

と北に分裂してしまつたわけです。それ以来、百年以上経つた今でも、その分裂が修復されない状態になっています。南北戦争前には、チャプレンの政治的な意見が非常に影響力があつたことがわかります。

そこで南北戦争の最中、北軍の上院といえますか、アメリカの上院で次のような決議が出されたことがあるというのをちよつとご紹介します。英語で次のような表現になっています。

*That the Chaplain of the Senate be respectfully requested hereafter to pray to and supplicate Almighty God in our behalf, and not to lecture Him.*

Himが大文字になっております。上院専属牧師は今後、議員のために全能の神に祈願すべきであつて、神様にレクチャーをすべきではないというのです。神への祈禱と称して、いろいろと牧師が意見をいつたらしいのです。さらにその続きはこうです。

*Not under the form of prayer, to lecture the Senate in relation to questions before the body.*

つまり、現在討議中のいろいろな議題に対して、上院議員に祈禱にかこつけてレクチャーをしてはならないという決議です。専属牧師が政治に関わるので、こんな決議までしなくてはならなかつたことがよくわかります。

この決議からも、議会専属牧師は議員のために神に祈るべきものとされていることがわかります。横道になりませんが有名なジョークを紹介しましょう。

ある時、父親が息子を連れて議會を傍聴に行きました。まず最初、牧師が登場して祈禱を行ないました。息子がそつと父親にたずねます。「牧師さんは誰のために祈つたの」父親はこう答えました。「He prayed for the country.」これがジョークの落ちです。おわかりと思いますが、演壇の上から議場の多くの坊議員たちを見廻した牧師は、思はず国家の前途を憂えて——議員のためでなく、国家のために——神に祈つたというのです。

データも出ていますが、実際には、毎朝議會の開会の前に牧師がお祈りしても欠席者が多いのだそうです。遅刻者が非常に多くて、半分ぐらいしか議員がいないとのことでした。その点では、どのくらい真剣に祈禱が行なわれているかということは、昔から問題になっていたようです。ある時、コングレス・チャブレンを決めるため投票を行なったところ、トーマス・ペインが三票得たことがあります。トーマス・ペインといえはご承知のように、『コムン・センス』の著者ですから、アメリカ人の考え方からすれば無神論者、むしろ反宗教運動家です。そのトーマス・ペインをチャブレンにしたらいいなどという、ふざけた票が出たことがあるということとは、アメリカの議員たちも開会の祈禱やチャブレン制度をあまり本気で考えてはいないという例になるかと思えます。

さてそれでは現在の問題にまいりたいと思えますが、この問題、すなわち議會チャブレンの問題は今まで最高裁で判決が出たことはありませんでした。もちろん議會チャブレンの合憲、違憲をめぐる問題は何回も提起はされているわけですが、途中で却下されてしまふ。例えば、一九二八年に連邦議會の有給のチャブレンを違憲だとする訴訟が起こされたことがあります。これは原告の適格性の問題で却下されてしまつています。

では、それまで反対がなかったかという、かなりいろいろな人がこの制度に反対をしております。例えばジェファソン、あるいはマディソンもその一人です。マディソンにしてもジェファソンにしても憲法制定會議に出席していたはずですし、そればかりでなく、最初のチャブレンを選んだ第一回議會にも出ているわけです。その時

は選んでおいて、あとであればまずいと言ひ出したことになります。ジェファアソンやマディソンの発言の記録もあります、今は時間がありませんので省略いたします。

お手許にお配りしたのは、今回の最高裁判決の最初のところについているシラバスです。要約ではありませんが、これをご覧いただければ大要はおわかりいただけると思います。このような米国最高裁の判決が今年（一九八三年）の七月五日に出ましたが、これをご紹介しようというものです。ネブラスカ州の州議会——ネブラスカ州は一院制ですが——では、ロバート・パーマーというプレスビテリアン派の牧師が永年チャブレンをつとめてきました。この牧師が州議会チャブレンになったのは、一九六五年です。一九六五年という昭和四十年ですが、それから一九八一年つまり一昨年まで、十六年間チャブレンをつとめ、そこで他の牧師と交替しました。その一九八一年の前、彼がまだ議会チャブレンをつとめている時に、アーネスト・チェンバースという州議会の議員が、州議会におけるチャブレン制度は憲法違反であり、チャブレンにサラリーを払っているのはけしからん、だから強制禁止命令を出せ、という訴訟を起こしました。それが四年前です。その後、パーマーはチャブレンを交替しましたが、裁判は続き、やつと今年最高裁の結論が出たわけです。これはアメリカの歴史では、議会チャブレンについて最高裁がくだした最初の判例ということになると思います。

その裁判の結果ですが、まず最初のディストリクト・コートの判決では、以下のような要旨の結論が出ました。「チャブレン制度というものは、憲法に違反しない。それは合法である。ただし公金を支出して給料を払うことは違憲である。だから給料を返せ」ところが控訴審におきましては、違う結論になりました。ディストリクト・コートでは問題を二つに分けて、チャブレン制度と給与という二つの問題を対象にしたのですが、今度はそうではなく、チャブレン制度も違憲であるし、給与を払うことも違憲である、つまり両方違憲になったわけです。そこで問題は

さらに上級審の最高裁まで上がってきました。その結論が今年（一九八三年）の七月五日の判決ですが、ネブラスカ州議会のチャブレン制度は、憲法修正第一条の政教分離規定に違反しないというのが、パーガー法廷の決定でした。

それではお手許にありますシラバスをご覧くださいます。この判決は私達にとつてたいへん興味があります。例えば軍隊のチャブレン、または刑務所のチャブレンについては、いろいろな存在の理由づけがあるわけです。軍隊や刑務所というのは、そこにはいつている人達は身体を拘束されている。したがってそういう人達は自由に外出して宗教的な指導を受けることができない。だからチャブレンを置いて、宗教的ニーズに応えるということになるわけです。病院等のチャブレンもそうです。つまりチャブレン制度は信教の自由を保障する制度の一つだということになります。ところが、議会チャブレン制度の場合にはそのような論議が適用できません。この場合に適用すると、それでは議員さんというのは身柄を拘束されているのかという議論になってしまいます。

そこで最高裁がどのような論理でチャブレン制度を合法だとしたか、たいへん興味があることになります。最初のところはこう書いてあります。「祈禱によつて議会を開会することは、第一回米國議会が憲法修正第一条を制定して以来、一度も中絶なく、約二〇〇年間続いてきた。また、ネブラスカ州、あるいはその他の州でも同じような行事が一世紀以上続いてきた」ネブラスカ州が州に昇格したのは一八六七年三月一日でした。アメリカ建国とネブラスカ州が開かれたのは一〇〇年ほど違うわけです。チャブレン制度はネブラスカ州ではおそらく、最初から行なわれていました。連邦議会が修正第一条を定めた時にはもう既に、チャブレン制度を容認していたのですから、彼らが何を考えていたかは自明である。そういう趣旨なのです。修正第十四条によつて、各州に対して修正第一条が適用される。連邦政府に適用されている以上、この第一条の政教分離の原則をチャブレン制度にまでおよぼす必要はない。だから州議会の開会を祈禱によつて始めることは憲法に違反することにはならない。お手許のシラバスの

中で(a)と書いてあるところから読んでいきます。

The practice of opening sessions of Congress with prayer has continued without interruption for almost 200 years ever since the First Congress drafted the First Amendment, and a similar practice has been followed for more than a century in Nebraska and many other states. While historical patterns, standing alone, cannot justify contemporary violations of constitutional guarantees, historical evidence in the context of this case sheds light not only on what the drafters of the First Amendment intended the Establishment Clause to mean but also on how they thought that Clause applied to the chaplaincy practice authorized by the First Congress.

つまり、第一回の kongress においてすでに kongress・チャプレン制度はオーソライズされており、しかもその第一回議会在憲法修正第一条を決めたのだから、チャプレン制度を容認していたといわれるをえません。

In applying the First Amendment to the states through the Fourteenth Amendment, it would be incongruous to interpret the Clause as imposing more stringent First Amendment limits on the states than the draftsmen imposed on the Federal Government.

その次が大事だと思います。

In light of the history, there can be no doubt that the practice of opening legislative sessions with prayer has become part of the fabric of our society.

議会の開会を祈禱によって行なうことは、すでにアメリカの社会の基本構造の一部になっている——このことです。part of the fabric of our society……そしてそのために、こう行っております。

To invoke divine guidance on a public body entrusted with making the laws is not, in these circumstances, a violation of the Establishment Clause……

立法を委託された公的機関(議会)に対するデイヴァイン・ガイダンス、神の導きを乞い願うことは憲法修正第一条、すなわち Establishment Clause に抵触しない、というのです。ここに“divine guidance”、神の導きという言葉が使われているのは重要です。そしてこのことは、

it is simply a tolerable acknowledgment of beliefs widely held among the people of this country.

つまり、これはこの国、アメリカの国民が広く抱いているところの信仰をただ許容しているだけで、受忍の範囲内にある——こういう説明によってこの制度が違憲ではないといっているのです。

第一回米国議会が有給チャプレンの制度を認め、任命したのは一七八九年九月二十二日のことでした。そして憲

法修正第一条の人権宣言が可決されたのは三日後の九月二十五日です。だから、チャプレンのほうが先だというわけです。米国憲法の起草者達 *the founding fathers* がチャプレン制度を認めていたことはこの点からも明らかだということになります。アメリカ建国の父祖達はこういう制度を認めていた、それがこの国の国是である、という言い方が度々出てまいります。 *the founding fathers* というのは、憲法起草者のことですが *pilgrim fathers* と混同している日本人が多いようです。

もつと後の本文のところでも、判決文はこういつています。

*The opening of sessions of legislative and other deliberative public bodies with prayer is deeply embedded in the history and tradition of this country.*

すなわち、議会や公的審議機関の開会にあたり祈禱を行なうことは、この国の歴史と伝統の中に深く刻みこまれてきた。植民地時代から共和国の設立、さらにそれ以後も、議会での祈禱は信教の自由、政教分離の規定と共存し、何ら抵触することがなかった。

以上がチャプレンによる祈禱が政教分離原則に反しないことの説明です。このシラバスにはありませんが、本文のところで、最高裁は面白いことを言っています。第一審にしても第二審にしても、チャプレン制度は違憲であるとしたその裁判所が法廷を開廷する時には、次のような祈りの言葉で裁判を始めたではないか、というのです。ご承知のように、アメリカの法廷では、開会する時にこういう祈りを唱えます（祈願文。動詞は仮定法現在）。

God save the United States and this Honorable Court.

それでいながら、チャプレン制度を違憲だといったのではおかしいではないか、と最高裁はいつているのです。これは非常にユニークな論理だと思えます。

ところで、次の(b)をごらん下さい。ネブラスカ州の場合には特殊な問題が三つあります。ちょっと(b)の英語のところを読んでみます。

the facts that a clergyman of only one denomination has been selected by the Nebraska Legislature for 16 years

これが第一です。

that the chaplain is paid at public expense

これが第二です。

that the prayers are in the Judeo-Christian tradition

ここまでは第三です。ネブラスカ州の場合には、三つの問題があることがここで指摘されています。第一は、同じ

デノミネーション、同じプレスビテリアン派の牧師が、しかも十六年間も勤めているところが問題ではないかという指摘です。第二は、チャブレンが公費から支出された給料を受けている有給の牧師であるという指摘です。第三は、その祈禱がJudeo-Christian traditionつまりユダヤ・キリスト教的伝統、すなわち一神教というワク内での祈禱であるというところに問題があるという指摘です。このように三つの問題点が指摘されているけれども、それはdo not serve to invalidate Nebraska's practiceネブラスカ州の現行チャブレン制度を違憲とするにはあたらな、といっているわけです。

その理由づけですが、こういう理由なのです。

第一。パーマーという牧師が十六年間、しかも同じデノミネーションなのに一人でやっていた十六年というのは長すぎるという指摘ですが、これに対して最高裁の言分はこうです。パーマー牧師は途中で何回も投票によって再任されているではないか。だから途中でやめさせることはできただけだ。それをしないで来たということは、それだけの人望というか、人気があつたからであろう。任命したのは議会なのだから、議会がやめさせようとしたら、できたはずである。さらに、パーマー・チャブレンが休暇をとつたりした時には、代理チャブレンを務めた人がいる。パーマーだけではなく、途中で他の人もやっている。また偉い牧師が来訪した時にはゲスト・チャブレンという制度があつて、その牧師に祈禱を依頼したこともある。だから同一人が十六年間もやっていたというだけでは違法の理由にはならない、というのが最高裁の言分です。

第二。有給の問題。第一回の米国議会がチャブレンに対して給料を払うことを承認している。だから連邦各州でも、それと同じことを行なっている。ネブラスカ州でも既に一世紀以上給料を払いつづけている。慣例は既に確立している。給料を払うことは憲法違反にあたらない。

第三。ユダヤ・キリスト教というのは特定の宗教ではないかという問題です。これに対して最高裁はこう説明しています。祈りの内容を仔細に検討してみても、人を改宗させようとする、すなわちプロシラタイズしようという意図は少しも認められない。また他人の信仰をけなすという態度も認められない。以上の点からして、祈禱は建国父祖たちが恐れていたような、国教樹立の危険を犯すものではない。以上の三つの点を検討しても、ネブラスカ州の現行チャプレン制度を否認する根拠は見当らない——これが最高裁の結論です。

お手許のシラバスの一番下に書いてありますが、この評決は六対三でした。最高裁長官バーガーをはじめ、ホワイト、ブラックマン、パウエル、レンクヴィスト、オカー、以上の六人の判事が賛成です。これに対して、ブレナン判事とマーシャル判事が少数意見を書き、さらにステイヴンス判事がもう一つ別の少数意見を書きました。いずれもかなり長文のようですが、時間がありませんので詳しい説明を申し上げることができません。しかし、この少数意見の要点は、「ユダヤ・キリスト教の伝統」というところにあると思います。もしもこの判決が正しいとすると、アメリカはユダヤ・キリスト教的伝統の国であることを認めたことになるのではないか。そういう問題がここで起きてくるはずです。今回の最高裁の判決によって、アメリカはユダヤ・キリスト教的伝統にもとづくチャプレンが議会でお祈りするのが国是であるということを認めたことになります。はたしてそれが建国父祖の意図したことなのかどうか——これは大きな問題です。これは将来かならず大問題になると思われませんが、ともかくここでは、伝統ということを非常に重要視している。ここが重要なポイントだと思えます。

以上が今回の判決の内容です。

このなかで一番問題になるのは、アメリカはユダヤ・キリスト教の国であるかどうかという点です。これについて問題が起きるのが、仏教の場合です。この件について触れておきたいと思えます。ご承知と思いますが、毎日新

聞が数年前に「宗教を現代に問う」という長期連載を行ないました。それが本になって出ておりますが、第三巻におさめられているのが仏教チャブレンの問題です。カリフォルニア州で今から八年前、一九七五年に州議会の上院が仏教徒のチャブレンを任命いたしました。ハワイでは仏教のチャブレンは大分前から任命されておりますし、私はまだ確認しておりませんが、ハワイでは神道のチャブレンが祈禱をしたこともあると聞いております。ハワイ州には、出雲大社とか伊勢神宮だとかお宮さんがたくさんありますが、カリフォルニア州には神道はあまりないようです。一九七五年、カリフォルニア州上院のチャブレンに任命されたのは、サクラメントのブディスト・チャーチ（サクラメント仏教会）の増永光正師でした。ご承知のようにアメリカの仏教寺院は、浄土真宗・西本願寺系のブディスト・チャーチス・オブ・アメリカに所属するものが圧倒的に多いわけです。サクラメント・ブディスト・チャーチはその西本願寺系です。その増永師が州のチャブレンに任命されて一年間の任期を果たされました。増永師は二世ですが、龍谷大学を卒業された方です。毎日新聞の記事によると、増永師は一年間、祈禱、すなわちプレーヤーではなくして、いつもダンマパダ（法句経）の朗読をされたそうです。また、その後で短い説教をされたのだそうです。ところが、カリフォルニア州では、サザン・バプテスマ派のジャック・ジョンソンというかなり有力な牧師が先頭に立って、仏教チャブレンに対する反対運動をおこしました。仏教チャブレンをやめさせろという、この運動はかなり広まりました。支持者を集めました。

仏教チャブレン排斥運動の理由は、仏教は無神論であるという点でした。アメリカは有神論の国なのだから、無神論である仏教のチャブレンが議会開会のチャブレンをつとめるのは建国父祖の考えに反するといふのです。しかし、増永さんは反対があつたにもかかわらずがんばり通しました。カリフォルニア州には多くの日系キリスト教会があります。これらの日系キリスト教会も最初は増永さんに反対したそうですが、一年間増永さんがやっている

うちに、日系クリスチャンは次第に理解して、反対運動をとりやめたと聞いております。ともかく、カリフォルニア州議会で仏教チャブレンが任期をつとめたということは、一つの歴史をつくった事件として記憶すべきことでしょう。

ブデリスト・チャーチス・オブ・アメリカの開教総長であつた花山信勝博士が総長として在任中、昭和三十年代の後半ですが、連邦議会のテニユアを持った、つまり任命されたチャブレンではないけれども、ゲスト・チャブレンとしてアメリカ議会の開会を行なうという計画がある程度進んだそうです。そして日本の仏教系の新聞等が大々的にそれを報道したことがあります。ところが、これは実現しませんでした。これもキリスト教界の反対運動があつたのです。

仏教チャブレンの問題はアメリカという国がこれからどうなるのかという問題、アメリカ宗教の将来の問題に関わってくるので重要です。アメリカがユダヤ・キリスト教の伝統の国である限り、しかもそのことに誰も疑問を感じない限りはコングレス・チャブレンについて何の異論も生じないでしょう。ところが、仏教という宗教がアメリカ社会に定着するようになると、事情は変わってしまいます。一神教、多神教以外に超越神を措定しない宗教があるという事実がはつきりしてくると、アメリカはJudeo-Christian traditionの国だといつてすませることができかどうか、という問題が生じます。建国父祖たちが全員キリスト教徒であつたというのならば、キリスト教尊重も一理あることとなります。ところが先程ちよつと申しましたように、トーマス・ペインに代表されるようにアメリカ独立運動の指導者達は、ワシントンやジェファソンにしても、どちらかというと理神論者でしたから、したがって建国父祖の意図したのが果たして現在の最高裁が考えるような形での一神教であつたかどうかという問題は、依然として残るのだろうと思います。

多少時間が残っていますので、私が関心を持っております事柄について、追加的なことを申し述べさせていただきます。それはミリタリー・チャプレンの問題です。ここに持つて参りましたのは、ハーバード大学神学部の教授ハービー・コックスが編集した『ミリタリー・チャプレンス』という本です。この本のなかでアメリカの進歩的神学者たちがミリタリー・チャプレンの問題についてさまざまな意見を述べております。コングレス・チャプレンと性質は違うけれども、しかし密接に結びついているのがミリタリー・チャプレン制度です。とくにミリタリー・チャプレンは、いろいろな集会に出席して、そこでインボケーション(祈禱)を行なうことがしばしばあります。その点では二つのチャプレン制度は似ていることができます。

こういう問題は日本国内でもおきています。横須賀の久里浜海岸、つまりペリー提督の上陸地に水師提督ペリー上陸記念碑という大きな碑が建っておりますが、ここで毎年七月十四日、横須賀市主催の記念祭が行なわれています。今年は一三〇年目にあたり、特に盛大に行なわれました。この式典には米軍横須賀基地からオプライエンというカトリックの従軍神父が出席し、最初にインボケーション(祈禱)を行ないました。その後、外務大臣、米国外務大使、知事、市長、その他の挨拶、式辞があり、最後にベンナー従軍牧師が、この人はプロテスタント、プレスビテリアン(長老)派の牧師ですが、ベネディクション(祝禱)を行なつて会が閉じられました。横須賀市当局に聞きますと、この式典とプログラムは昭和二十二年以来、毎年行なわれてきたとのことです。

考えてみますと、これにはいろいろ問題があります。むこう、つまりアメリカ側はおかしいとは思ってもしないのです。従軍牧師は、ちようどコングレス・チャプレンが議会でインボケーションを行なうのがあたりまえなのと同じように、日本でもペリーを讃える記念祭に出てきて同じことをやればいいわけですね。アメリカ人の認識では少しもおかしくないし、そのうえ今度の判決からしてもなおさらおかしくない。それに対して日本側では、それを

どう考えるかという問題があります。私にとつて不思議に思えるのは、日本のキリスト教関係者がいろいろな政教問題には非常に細かく問題提起をしておられながら、この従軍牧師がれっきとした横須賀市主催の記念祭で祈禱を行なっていることに對して黙っているのはおかしいのではないかということです。これと似たようなことはほかにも例があるようです。

例えば、横浜の横浜公園のなかに駐留米軍のチャペルセンターという教会がありました。東京にも同じようなものがありました。これはかなり早く撤去されました。横浜のチャペルセンターでは日本人のためにバイブルクラスというのを開いていました。公園の入口に大きな看板を出しまして、従軍牧師が日本人のためにバイブルを教えますと書いてありました。バイブルクラスが終わるとケーキや紅茶が出ましたが、これは米軍の費用で支出されてきました。こうしたことが二十年間も続いていたのです。これに對して、横浜のキリスト教関係者は一人も抗議しませんでした。抗議しなかつたどころか、一部にはむしろ積極的に支援していた牧師がいたという事実がはっきりしています。チャペルセンターでの従軍牧師の日本人に對するキリスト教伝道は、私が抗議して中止させました。中止するまでの経過についてもご報告申し上げたいことがあります。今日は時間がありませんので省略します。

次に、このコックス編集の本にもちよつと書かれていますけれども、広島を爆撃した原爆搭載機エノラ・ゲイがテニアン島を飛び立つた時、および帰つた時に、やはりミリタリー・チャプレンがインボケーションを行ない、爆撃の成功を祈りました。最近翻訳出版された『エノラ・ゲイ』という本には、その時の祈禱文の全文がちゃんと記録されています。

こういう例でもミリタリー・チャプレンの制度というものには、いろいろな問題が含まれていることがおわかりと思います。

今度のアメリカの最高裁の決定が非常に画期的だということは、次の点を考えると明らかです。今から二十年前から、ウォーレン・コートは、ニューヨーク州のリージェント・プレヤーを禁止する決定、あるいは主の祈りを禁止する決定、それから公立学校における毎朝の聖書の朗読を禁止する決定等を立てつづけに出してきました。ところが、今日ご紹介しました判決は、あたかもそれと正反対の方向をむいているように思われます。しかし、今日はそういった事柄にも深入りはいたしません。

ただ、ここでウィリアム・J・マレーという人の非常に興味のある本をご紹介しておきたいと思います。例の公立学校における聖書朗読を禁止させたのが、マダレーン・マレーという有名な女性だったことはご承知と思います。彼女が最高裁まで持ち上げて、アメリカ中の公立学校での聖書朗読が禁止されたわけです。これに対してアメリカでは今でも絶えず聖書朗読を復活せよ、あるいは少なくともサイレント・メデイテーションの時間を設けよという運動が盛んに行なわれていることはご承知と思いますが、この本の著者はそのマレー夫人の息子なのです。無神論者の母親の息子が非常に熱心なクリスチャンになりました、「私の母親のやったことは間違いだから、これから逆訴訟を起したのです。この本をちよつと読みますと、うちのおふくろがやったことは間違いだから、これから逆訴訟を起して公立学校の聖書朗読を復活させよう、裁判を起すぞと言っている。いかにもアメリカ人ですね。いよいよ面白くなってきたというのが私の実感です。

最後に、今朝（昭和五十八年十一月二十六日）の毎日新聞（東京版）に私に宛てた反論が載っておりまして、あるいはごらんになった方があるかもしれません。このことについてちよつと申し上げておきます。十日程前、毎日新聞に東京駅の八重洲中央口改札事務室の神棚論争が紹介されました。この事務室に神棚があるのだそうです。この神棚には交通安全の祈願をしたお札を収めているのだそうです。これに対して労組が憲法違反であると主張して争っ

ているわけですが、駅側は、あれは公費で買ったものではなく、ポケット・マネーを出し合つて神棚を買い、お札を収めるようにしたにすぎないと説明しています。そこで私は、一週間程前、毎日新聞に投書をのせまして、こういう問題を提起いたしました。それはこうです。同じ東京駅の中央口、八重洲口ではないほうの中央口の、つまり房総線や横須賀線のホームに降りる階段の上に、大きなステンドグラスがあります。あれに「天地創造」と書いてあります。これは福沢一郎画伯が昭和四十七年に、鉄道一〇〇年を記念して作った非常に大きなステンドグラスです。その当時の新聞を見ますと、福沢画伯は旧約聖書創世記に基づいて作成したものだとのべておられます。神棚だけを問題にして天地創造のステンドグラスを問題にしないのは、おかしいのではないかというのが私の指摘の一つ。次に有楽町駅の銀座側へ出る口の改札口を入ったところに、大きな大黒様が祀つてあります。ちゃんとお賽銭箱も置いてありまして、注連縄も張つてあります。これが有楽大黒天です。いろいろご利益まで書きならべてあり、乗客がお賽銭をあげて拜んでいくわけです。東京駅の神棚が問題なら、有楽大黒天も問題ではないかと、私はそう思います。そういう意見を書いて、毎日新聞に載せました。

今朝の毎日新聞に、どなたか反論を載せておられます。「神棚は礼拝するものである。ステンドグラスは拜むものではないから差支えない」というようなことをのべておられるのです。しかし、大黒様はやつぱり拜むものでしょう。この反論を書いた人は、都合の悪いところは答えないで逃げてしまつています。主題から離れてしまいましたけれども、このような問題もあるということを、ご報告しておきます。

最初に申し上げましたように、私はまったくの素人として、法学にはまったく関係がありません。そのため間違つた説明も多かつたと思います。お許しただけがあればありがたいと思います。